

第5回 情報公開・個人情報保護 審査会委員交流フォーラムの 概要（速報）

（財）行政管理研究センター

去る9月3日（月）、4日（火）に、東京都の学術総合センターにおいて、第5回情報公開・個人情報保護審査会委員交流フォーラムが開催された。今回も、情報公開・個人情報保護審査会委員交流フォーラム世話人会の企画協力の下、（財）行政管理研究センターが主催する形で、全国各地より約160名の方々の参加を得て、報告及びそれに対するコメント、質疑応答等を通じて積極的な意見交換及び相互研鑽が行われた。なお、今回より、不服申立ての審査業務に携わっておられる情報公開・個人情報保護審査会委員及び同事務局職員に加え、制度問題等の審議に携わっておられる情報公開・個人情報保護審議会委員の方々にも参加を呼びかけており、例年にも増して充実した議論が行われた旨を付言しておきたい。

1日目の概要

1日目は、主催者である当センター理事長の熊谷敏、世話人会代表である堀部政男氏による開会挨拶に引き続き、内閣府情報公開・個人情報保護審査会会长である鬼頭季郎氏より、「情報公開・個人情報保護事件の不服審査と裁判」と題する特別講演が行われ、東京高裁における氏のご経験等をふまえて、裁判における情報公開事件の審理の実情及び課題が示された。具体的には、情報公開事件においては通常の民事事件とは異なり事案解明義務から距離をとらざるを得ないとの指摘や、情報公開請求は目的の如何を問わないものである

ために具体的な利益衡量による判断を行うことが困難であるとの指摘がなされ、不開示事由該当性の判断の際に社会的経験則や取引上の常識に頼らざるを得ないために生じる問題点、証拠調べの際に生じる問題の一環として、インカムラ審理導入の可能性と導入した場合に生じる裁判実務上の課題、裁判における情報公開事件の審理を充実させるための審査会答申の役割などが論じられた。

次に、「国・地方審査会の運用と課題」という統一テーマの下、内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員の秋田瑞枝氏、奈良県情報公開審査会会长、茨城市情報公開審査会会长、同市個人情報保護運営審議会会长、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会会长、川西市個人情報保護審議会会长の池田敏雄氏、大阪府情報公開審査会委員、和泉市情報公開審査会会长、同市個人情報保護審査会会长、泉佐野市情報公開審査会委員、同市個人情報保護審査会委員の松田聰子氏より報告がなされ、各報告に対して、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会委員の戸松秀典氏よりコメントがなされた。

「情報公開手続運用上の若干の論点」と題する秋田氏の報告では、情報公開制度においては民主的な行政運営に対してどのように国民を関与させるかという点についての全体的な制度設計が必ずしも明らかになっていない中で情報公開が制度化されているために情報公開制度の運用にひずみが生じており、それが答申にも現れているという観点から、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の特徴的な答申が紹介された。具体的には、行政機関等の運用に係る行政文書の特定・保有の有無、文書の作成及び管理、文書の特定及び管理、開示等決定通知書における不開示理由の付記の不備、諮詢、補充理由説明書の提出、口頭説明の遅延といった諸々の問題、開示請求に係る同一請求者の同一対象文書の繰り返しの開示請求の問題、法人情報・個人情報の不開示情報該当性に関する問題などが扱われた。

「地方審査会・審議会の運用と審査（審議）事例」と題する池田氏の報告においては、氏の奈良県、堺市、茨木市、豊中市の審査会ないし審議会での経験をもとに、

課題が残ったと考えられる事例について紹介がなされ、各事例についての問題点の指摘ないし氏の見解の披露がなされた。具体的には、請求対象文書が国あるいは他の地方自治体にも保管されていて双方に開示請求がなされた場合の取扱い、マスコミ報道の頻度と「慣行として公にされている情報」該当性、合議体の議決により会議資料が非公開とされた場合の拘束性、決裁前の行政文書の意思形成過程情報該当性、請求対象文書の「特定」の程度等の多彩な問題が扱われた。

「地方審査会の運用と課題：大阪府および和



●会場の様子



●全体討論

泉市の場合」と題する松田氏の報告においては、氏が審査会ないし審議会委員として関与している大阪府、和泉市、泉佐野市における個人情報保護・情報公開制度の運用事例の紹介がなされ、その課題の指摘及び氏の意見の披露がなされた。具体的には、公務員による特定個人情報の閲覧事案、議会「会派代表者会議」会議録の公開請求事案、和泉市個人情報保護条例の改正、公共事業用地買収価格等の公開請求などの問題が取り扱われた。また、公開後の第三者異議申立事案、個人情報の本人による公開請求を手がかりに、窓口対応の課題が示された。

2日目の概要

2日目は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員の藤原静雄氏の司会の下、1日目の報告者、コメントターに、千葉県情報公開推進会議会長の多賀谷一照氏を交え、シンポジウム方式で全体討論が行われた。

全体討論に先立ち、議論の素材提供の意味もこめて、多賀谷氏より、「千葉県における情報公開制度の運用課題」と題する報告がなされた。全国でも突出していた千葉県の大量請求問題解決のために設けられた千葉県情報公開推進委員会の会長としての氏の経験をもとに、大量請求問題の要因や対処方式が論じられた。具体的には、大量請求問題の最大の要因として窓口での職員と請求人との軋轢が挙げられるとの指摘がなされ、千葉県情報公開推進委員会の提言内容及びそれに対する県の対応—とりわけ千葉県情報公開推進会議の設置とその役割及び運営状況—の紹介がなされた。あわせて、同じく氏が深く関与した東金市における大量請求問題に対処するための条例改正の紹介がなされた。

さらに、議論のための問題提起として、コメンテー

ターの戸松氏より、審査会の役割に関して、同種事案への影響及び先例答申や国ないし他の自治体の答申との整合性をも視野に入れて答申を行う必要がある旨の指摘がなされた。また、現在進行中の行政不服審査制度改革の動向に鑑みると、将来的には現在の各地の審査会が一層の重責を担うことになるとの展望が示された。(各報告に対しても個々に戸松氏よりコメントがなされたが、便宜上ここでは割愛する。詳細については本誌次号掲載予定の「特集」を参照されたい。)

全体討論においては、予め提出された質問—全体討論開始時までに、約10件もの質問が出された—に対するパネリストによる回答を契機として、パネリスト相互の議論、会場からの意見の披露ないし情報提供、新たな問題の提起などを通じて、活発な討論が行われた。具体的には、市販著作物の一部を引用している公文書の開示のあり方と著作権法との関係、大量請求にまつわる問題(文書特定、権利濫用ないし手数料による対処、大量請求の認定の問題等)、オンライン結合の問題、PTA等の団体の代表者に関する情報の開示の問題、地方議員に対する情報提供と情報公開、文書不存在への対応、審査会の職権調査の範囲、用地買収事業情報の公開の近時の動向、審査会の判断の基準時の問題、電算情報の特定と加工の要否等多種多様の問題が取り扱われた。パネリストによる回答及びパネリスト相互の議論はもちろん、会場からも例年にも増して多くの発言があり、終了予定時刻を大幅に超過しての活発な討論が行われた。

以上が委員交流フォーラムの概要であるが、速報であるため、不正確な点が存する可能性があることをお断りしておく。各報告及び全体討論の詳細については、本誌次号で特集が組まれる予定である。